

(陳受18第2号)

公共工事における公契約法(条例)の制定に関する陳情

受理年月日

平成18年2月21日

陳情者

八幡町3-7-10

東京土建一般労働組合武蔵野支部

執行委員長 橋本英夫

陳情の要旨

建設業は我が国の基幹産業として社会資本整備の一端を担い、経済活動発展と雇用機会確保に大きく貢献しています。しかし建設業における元請と下請という重層関係の中、建設労働者の賃金体系は確立されているとは言えません。近年の受注競争激化と公共工事の減少が、ダンピングによる受注や低価格入札に拍車をかけ、施工単価や労務費の引き下げが進み、現場で働く労働者の生活を一層不安定にしています。業界の再編・淘汰も加わり、産業の健全な将来が危ぶまれる事態が進行しています。

こうした中、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院国土・環境委員会では同法の議決に際し、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」等の付帯決議を行いました。本市議会でも、平成14年の第4回定例会で、私たちの陳情した「公共工事における賃金等を確保する条例(公契約条例)制定に関する陳情」が採択されています。しかし担当部署からは、労働基準法や最低賃金法などの他法との関係から、直ちに条例化には踏み切れない実情があること、発注後の受注業者における元下関係にあっては民間対民間にあり、市行政が関与しにくいなどとの状況説明を受けています。

私たちは建設業を健全に発展させ、建設工事における安全や品質を確保するとともに、建設業における雇用就労の安定や技能労働者の育成を図るためには公共工事の新たなルールが必要であると考えており、それには自治体による条例化はもとより、国における法制化が行われるべきと考えます。よって以上のことから、下記事項について陳情いたします。

記

1. 以下についての意見書を、国会及び関係省庁大臣あてに提出すること。

①公共工事において、建設労働者の適正な賃金・労働条件を確保するため、「公契約法」の制定に向けて検討すること。②「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項を実効ある施策として行うこと。③1949年にILO(国際労働機関)で決議され、既に58カ国で批准されている「公契約における労働条項に関する条約」を批准すること。

2. 武蔵野市の発注した建設工事について、現場末端で従事する労働者の賃金単価の実態調査を行い、積算単価と大きく隔たりのないことを確認するとともに、積算単価どおりの労務費を末端まで確保して支払うよう、受注業者に指導すること。

3. 「公共工事における賃金等を確保する条例(公契約条例)」制定に関する具体的、あるいは部分的な指導としての導入等、条例化実現へ向け、検討すること。